

市報いずみさの広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「泉佐野市広報紙発行規則」第2条及び第3条の規定に基づく広告の取扱に関し、「泉佐野市印刷物等広告掲載要綱」(以下「要綱」という。)の規定に基づき、市報いずみさのへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 市報いずみさのに掲載する広告の範囲は、要綱第2条に定めるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載順序)

第3条 広告の掲載位置及び掲載順序は、市が指定するものとする。

(広告の大きさ、掲載料金など)

第4条 広告の大きさ、掲載料金及び市への納入割合は、別紙市報いずみさの掲載広告取扱業務仕様書(以下「仕様書」という。)に定めるものとする。

(広告の募集・申し込み)

第5条 広告の募集は、要綱第4条に定める事業者(以下「広告代理店」という。)を通じ行うものとする。また、広告代理店は、仕様書に定める業務内容を遂行するため、市報いずみさの広告掲載申込書(様式第1号)を指定する期日までに市長に提出するものとする。

2 広告掲載内容が確定したときは、あらかじめ市と協議し、文書または口頭により、その事由を報告するものとする。

(広告掲載の決定等)

第6条 市長は、前条の申込書を受理したときは、審査のうえ、広告掲載の可否を決定する。

2 前項の規定に基づき、広告の掲載を決定したとき、また掲載できないと決定したときは、口頭または文書により通知するものとする。

(取次業務委託契約)

第7条 掲載広告の取次業務については、市と広告代理店の間の取次業務委託契約(以下「委託契約」という。)を市報いずみさの掲載広告取次業務委託契約書(様式第2号)により締結するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告代理店は、広告原稿を仕様書に指定する方法により作成し、指定する期日までに提出するものとする。

2 広告代理店は、広告原稿作成に必要な実費を広告掲載依頼業者に別途請求できるものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告代理店が広告掲載の決定を受けた場合、市が指定する日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告内容の責任)

第 1 0 条 広告の内容に関する責任は、広告代理店及び広告主が負うものとする。

なお、納入済みの広告掲載料は一切返還しないものとする。

(広告掲載の取消し)

第 1 1 条 市長は、次の場合は、広告の掲載を決定した後でも広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 委託契約に違反したとき。

(2) 市長の指示、監督に従わないとき。

(3) 市の信用を傷つける行為があったとき。

(4) 広告代理店の財産に対して、他から仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申し立て、公租公課の滞納による差押え、又は自ら、もしくは第三者から破産、和議、会社整理、更正法等の申し立てがあったとき。

(5) 前各号のほか、乙に委託することが不適切と認めたとき。

(委任)

第 1 2 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

1 この要領は、平成 17 年 2 月 25 日から施行する。